

令和2年5月18日

保護者の皆様へ

一宮市こども部保育課
おおの子どもの庭

緊急事態宣言解除を受けた保育園等の運営について（お知らせ）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

一宮市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、「限定保育」を実施してきましたが、国で発令された緊急事態宣言が愛知県については5月14日に解除されたことを受け、下記のとおり対応させていただきます。

記

1 保育園等（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）の運営について

- (1) 5月31日（日）まで = 限定保育として実施
- (2) 6月1日（月）から = 通常保育として再開

① 通常保育としての再開後も、感染防止の観点から、保護者の方の就業先の再開状況や休業状況に応じた家庭内保育や、遅い時間での登園、早い時間でのお迎えについて、可能な範囲でご協力をお願いします。

② 6月1日（月）から6月30日（火）までの間、保育料（0～2歳児）について、欠席日数に応じて、後日返金致します。（認定こども園、地域型保育事業所では、各園により減額方法が異なりますので、お通いの園にお問い合わせください。）

③ 7月1日（水）以降は、お休みの日数に応じた減額は行いませんので、ご注意ください。

2 登園について

- ①欠席される場合、園までご連絡下さい。
- ②【体温測定表】は必ず記入して登園して下さい。
- ③6月からは給食の提供を予定しております。
- ④バス運行は15日から運行となります。それまでは送りお迎えとなります。

3 その他

万が一、園児や職員が新型コロナウイルスに感染した場合は臨時休園となります。

※以前お知らせしてあります「諸連絡について」もご確認ください。